## 処理が進まない大量の震災がれき

東日本大震災により、岩手県、宮城県、福島県で合わせて 2,253万トンもの災害廃棄物、いわゆる『震災がれき』が発 生しました。岩手県の震災がれきは、県内で1年間に排出さ れる一般廃棄物の約11年分、宮城県の震災がれきは約19年分 にも相当します。

岩手県と宮城県は、合わせて27基の仮設焼却炉を整備する とともに、民間の事業者にも依頼して震災がれきの処理を進 めているほか、青森県や山形県、東京都などでも震災がれき を受け入れていますが、これまでに処理が完了したのは全体 のわずか8.8%。今も被災地には震災がれきの山がそびえた っています。速やかに復興を進めるためには、震災がれきを 早急に処理する必要があります。

#### 各県の一般廃棄物の年間排出量との比較



※グラフは、環境省ホームページを基に作成。

# これまでの動き

国は、平成23年8月11日、震災がれきを全国の自治体で処理する『広域処理』についての安全性の考え方や、搬 出側の安全性の確認方法などをまとめた『災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン』を作成しました。

さらに今年3月16日には、都道府県と政令指定都市に文書で震災がれきの受け入れを要請しました。

北海道はその要請を受け、国が定める受け入れ可能な震災がれきの放射性セシウム濃度よりも厳しい独自の基準 を定め、道内の各市町村に、広域処理の実現に向けて震災がれき受け入れの検討を要請しています。

道内の各市町村は「受け入れに前向きの姿勢」「国基準での受け入れは難しい」「国の基準を下回っても受け入 れはしないしなど、それぞれの見解を表明しています。

# 広域処理とその対象

広域処理とは『被災地を支援し、早期の復旧・復興のため に災害廃棄物を全国の自治体で処理すること』です。

国は、平成26年3月末に震災がれきの処理を完了すること を目標に、被災地で処理しきれない岩手県の約57万1、(県全 体の12.0%) と宮城県の約344万1/2 (県全体の21.9%) の処 理を全国の自治体に要請しています。

なお、広域処理の対象となる震災がれきは、安全性が確認 されたものに限ります。

### <参考>各地の空間放射線量率(地上1~2で測定)

| 都道<br>県名 | 市区町村名 | 空間放射線量率          |                |
|----------|-------|------------------|----------------|
|          |       | マイクロシーベルト/時間(※1) | ミリシーベルト/年間(※2) |
| 岩手県      | 久慈市   | 0.06             | 0.53           |
|          | 野田村   | 0.06             | 0.53           |
|          | 宮古市   | 0.10             | 0.88           |
|          | 陸前高田市 | 0.05             | 0.44           |
| 宮城県      | 気仙沼市  | 0.10             | 0.88           |
|          | 石巻市   | 0.09             | 0.79           |
|          | 名取市   | 0.08             | 0.70           |
| 茨城県      | 水戸市   | 0.09             | 0.79           |
| 栃木県      | 宇都宮市  | 0.11             | 0.96           |
| 群馬県      | 前橋市   | 0.09             | 0.79           |
| 埼玉県      | さいたま市 | 0.05             | 0.44           |
| 東京都      | 新宿区   | 0.07             | 0.61           |
| 北海道      | 登別市   | 0.04             | 0.35           |
|          | 札幌市   | 0.05             | 0.44           |

※1:北海道は平成24年3月、北海道以外は平成23年11月の測定値です。 ※2:※1の測定値を基に1年間の空間放射線量率に換算しています。

